

ミナモ賞授与取扱要領

第1条 総則

第67回国民体育大会（以下「ぎふ清流国体」という。）及び第12回全国障害者スポーツ大会（以下「ぎふ清流大会」という。）を応援するぎふ清流国体・ぎふ清流大会応援事業（以下「応援事業」という。）の応援プログラムの一環として、ぎふ清流国体及びぎふ清流大会（以下「両大会」という。）の県民運動「ミナモ運動」への県民参加の促進を目的として実施する、ミナモ賞の授与による表彰（以下「表彰」という。）に関する事務の取り扱いについては、ぎふ清流国体・ぎふ清流大会応援事業登録取扱基準に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2条 表彰の内容

ぎふ清流国体・ぎふ清流大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）の会長名による賞状及び賞品（ミナモぬいぐるみ）の授与を行う。

第3条 賞状及び賞品の交付数量

表彰事業につき各1点を原則とする。

ただし、表彰事業に部門別又は階級別等がある場合は、当該部門又は階級別等にそれぞれ授与することができる。

第4条 表彰の対象・必要な条件

表彰を受けることができるものは次のいずれかに該当するものとする。

表彰の対象	必要な条件
1 両大会の開催気運の盛り上げに寄与し、「ミナモ運動」への県民参加を促進する競技会又は作品展等（以下、「事業」という。）において、優れた成績を修めた個人又は団体	次のすべての条件を満たすもの 1 事業が応援事業に登録されていること。 2 事業の内容が「ミナモ運動」の6つの運動のいずれかに位置づけることができること。 3 事業に対し相当数（概ね20団体又は100人以上）の参加があること。ただし、両大会の開催気運の盛り上げに特に寄与すると認められる場合については、この限りでない。
2 その他	その活動等が両大会の開催気運の盛り上げに特に寄与しており、その活動等を奨励することが適当と認められるもの

第5条 表彰手続き

ミナモ賞の交付申請をする者は、交付申請書（様式第1号）を作成し、実行委員会に提出するものとする。

2 実行委員会は、前項の申請があった場合は、交付申請内容を審査のうえ、第4条に規定する「表彰の対象・必要な条件」に該当するものと認められる場合は、申請者に対し交付通知書（様式第2号）をもって通知するものとする。

3 前項の通知を受けた者は、実行委員会事務局において賞状及び賞品を受領すること。また、事業実施後、速やかに事業実施報告書（様式第3号）を作成し、実行委員会に提出するものとする。

附 則

この要領は平成22年4月1日から施行する。